

【報告事項1】 細則・規則の制定改定の件(3/3)

一般社団法人ディスプレイ国際ワークショップ賛助会員規定

2014年5月27日制定

2015年4月XX日改定

第1章 賛助会員

(目的)

第1条 一般社団法人 ディスプレイ国際ワークショップの賛助会員及び賛助会費に関し必要な事項を定める。

(賛助会費・加入期間)

第2条 賛助会員の会費は年額10万円以上(1口10万円、1口以上)とする。

2 既納の賛助会費は、いかなる場合もこれを返還しない。

3 賛助会員の加入期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(入会)

第3条 賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書によって申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(特典)

第4条 会員への特典は次の通りとする。

(1) IDWから発行するAnnouncement、Call For Papers、Advance Program、Final Programおよび開催計画書、開催報告書等にて、本学会に関する情報を受けることができる。

(2) 賛助会員には、Proceedings(電子媒体)を送付する。

(3) 各発行物(Advance Program、Final Program、Proceedings)の掲載期限までに申し込みがあった場合には、社名を掲載する。

(4) 開催報告書には、社名を掲載する。

(5) Advance Program、Final Programの掲載期限までに申込みがあった場合、Programに社ロゴを掲載する。

(6) 2口以上を申し込まれた賛助会員は、口数から1口を差し引いた枚数の無料参加登録券を送付する。

(議決権)

第5条 賛助会員は一般社団法人 ディスプレイ国際ワークショップ 社員総会に対する議決権は有しない。

(附則)

1. 本細則の変更にあたっては、理事会の議決を要する。

2. 本細則の変更は理事会の議決日から施行する。